

事務連絡  
令和4年3月18日

関係各位

北広島市保健福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の本市における臨時的な取扱いの変更について（その10）

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和4年1月25日付け事務連絡で臨時的な取扱いの期間を「当面の間」として通知したところですが、まん延防止等重点措置の全面解除に伴い、下記のとおり臨時的な取扱いを令和4年3月21日で終了いたします。

なお、令和4年3月22日以降は原則として通常どおりの取扱いといたしますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、面会が難しい場合などは、高齢者支援課までご相談ください。

記

#### 〈変更前〉

当面の間、全ての更新認定申請者の要介護等認定については、従前の要介護度の有効期間を延長します。

延長の期間は次のとおりとします。

- ① 臨時的な取扱いによる延長が初めての方 … 12か月
- ② 臨時的な取扱いによる延長が2回目の方 … 8か月

#### 〈変更後〉

令和4年3月21日までに申請のあった、全ての更新認定申請者の要介護等認定については、従前の要介護度の有効期間を延長します。

※ 波線の箇所が今回の変更となります。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る必要があり、本市における臨時的な取扱いを再開する場合は、改めて通知します。

※ 本件につき、ご不明な点がございましたら下記担当までご相談ください。

**【厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡】**

- ・令和2年2月18日「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」
- ・令和2年2月28日「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」
- ・令和2年3月13日「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その3）」
- ・令和2年4月7日「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」

北広島市保健福祉部高齢者支援課  
認定・保険料担当 福嶋  
電話番号 011-372-3311 (2174)